

スウェーデンの行政執行機関の組織に関する命令

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 山岡 規雄

目 次

はじめに

- I スウェーデンにおける行政執行機関の組織形態の変遷
 - 1 スウェーデンの行政における合議制と「素人」との協働
 - 2 2007 年令の制定及びその後の改正
- II 2007 年令の主な内容
 - 1 概要
 - 2 個別の種類の行政執行機関に適用される規定
 - 3 各機関に共通して適用される規定

おわりに

翻訳：行政執行機関令（2007 年法令第 515 号）

キーワード：行政組織、行政改革、独任制、合議制、行政と市民社会の関係

要 旨

スウェーデンの行政執行機関の組織は、古くから、合議体による行政運営や「素人」との協働の尊重といった特徴を有する。20世紀には、行政執行機関の長に社会団体の代表等が委員となる委員会が並置され、行政執行機関の長とともに行政執行機関の運営に当たるといふ組織形態が一般的となった。しかし、行政執行機関の長と委員会が並置されることにより、政府に対する責任の所在が分散し不明確になるという問題意識などから、近年では、このような並置の体制を排除し、行政執行機関の長が単独で行政執行機関の運営に当たる独任制の行政執行機関が主流になってきている。行政執行機関の組織について定める2007年の行政執行機関令は、独任制行政執行機関、委員会制行政執行機関及び合議制行政執行機関の3種の組織形態を定めている。

はじめに

スウェーデンの行政においては、法案作成等の政策立案に携わる機関とその実施を受け持つ機関を分離する体制がとられている。政策立案を担当するのは、政府 (regering) であり、実施を担当する機関は行政執行機関 (förvaltningsmyndighet) と総称される。スウェーデンの憲法に当たる4つの基本法のうちの1つである統治法⁽¹⁾第12章第2条は、いかなる公的機関 (政府を含む) も「私人若しくは地方自治体に対する権限行使又は法律の適用に関わる事案において、行政執行機関が特定の場合においてどのように決定すべきかを定めてはならない」と規定している。このように憲法上、行政執行機関には、その決定の自律権が保障されており、大臣は行政執行機関の行為について国会に対して責任を負わない⁽²⁾。これは、行政執行機関の「独立性の原則」と呼ばれ、スウェーデンの行政制度の特徴とされ、我が国の文献でも、この原則に着目した研究が幾つか行われている⁽³⁾。

こうした原則のほか、スウェーデンの行政執行機関の特徴として、合議体による行政運営や「素人 (lekman)」との協働の尊重といった点を挙げることができる。ここでいう「素人」とは、専門官僚以外の民間人を意味しており、「素人」との協働の目的は、市民の意見や専門知を行政に反映させることにある。行政への市民の意見や専門知の反映は、公聴会の開催や審議会の設置によっても可能であるが⁽⁴⁾、スウェーデンの特徴は、こうした間接的な影響力の行使に限

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年12月17日である。

(1) Kungörelse (1974:152) om beslutad ny regeringsform <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/kungorelse-1974152-om-beslutad-ny-regeringsform_sfs-1974-152/> スウェーデンの憲法は、統治法、王位継承法 (Successionsordning (1810:0926))、出版の自由に関する法律 (Tryckfrihetsförordning (1949:105)) 及び表現の自由に関する基本法 (Yttrandefrihetsgrundlag (1991:1469)) の4つの基本法により構成される。このうち、統治法は、人権保障及び統治機構の大部分について規定する。

(2) 交告尚史『スウェーデン行政法の研究』有斐閣, 2020, p.20.

(3) その代表的な文献が、前掲注(2)に掲げた書籍であり、特に、その第2章 (pp.19-38) が、この問題を集中的に取り扱っている。

(4) スウェーデンの行政においては、政策決定に先立ち、広く関係機関等の意見を聴取する「レミス (remiss)」手続という制度が確立している。交告 前掲注(2), pp.77-79. スウェーデンでは、重要な政策課題については、法律

定せず、外部人材も構成員とする合議体が行政執行機関の組織運営に関与することにより、直接的に影響力を行使する点にある。合議体による行政運営や「素人」との協働といった特徴は、スウェーデン行政古来の伝統とも言え、20世紀においては、この伝統を発展させ、「素人」を構成員とする「素人委員会 (lekmanastyrrelse)」を行政執行機関の長に並置し、当該委員会及び長が行政執行機関内の活動を指揮する組織形態が一般的となった⁽⁵⁾。1980年代以降の改革論議によって、「素人委員会」はほぼ廃止されたが、現在でも、外部人材も構成員とする監査委員会 (insynsråd) による民主的な統制などにおいて、「素人」との協働という考え方は維持されている。また、合議体を組織運営の最高機関とする行政執行機関も一定数存在し、合議制による行政組織の運営の伝統も継承されていると言える。このような比較制度論的に興味深い制度を有しながら、専門的な邦語文献が余り見られない現状に鑑み⁽⁶⁾、本稿においてスウェーデンの行政執行機関の組織原理の歴史及び現状を紹介することとした。以下、Iで組織原理に関する考え方の歴史的な変遷を追い、IIでその帰結として制定された2007年の行政執行機関令 (Myndighetsförordning (2007:515). 以下「2007年令」) の内容を概説する。末尾に2007年令の翻訳を付す。

I スウェーデンにおける行政執行機関の組織形態の変遷

1 スウェーデンの行政における合議制と「素人」との協働

(1) 18世紀以前のスウェーデンの行政

中世のスウェーデンでは、公的負担の履行が貨幣の納付ではなく、役務の提供又は現物納付で行われていた。貨幣による納税が導入された後も、役務の提供による履行はしばらく残存するなど、行政への住民参加の伝統が古くからあった⁽⁷⁾。また、立法、行政、司法の区分が明確化されていなかった中世において、一般庶民が参加する会議 (ting) において、公の事項が討論され、決定されていた。

スウェーデンの現在の行政組織の歴史的起源は、17世紀に設立された5つの中央行政組織、すなわち、財務府 (kammar)、尚書府 (kansli)、高等法院 (hovrätt)、陸軍府 (kriigsråd) 及び海軍府 (amiralitet) にある⁽⁸⁾。これらの機関における上級職は、合議体 (kollegium) を形成し、共同で決定を行うのが通例であった⁽⁹⁾。また、これらの機関においては、専属の公務員による

案の国会提出に先立ち、政府が調査委員会を設置し、報告書を作成し、レミス手続に付すことが通例となっている。その報告書は、一般的に「国家調査報告書 (Statens offentliga utredningar)」と呼ばれている。以下、脚注に典拠として示した「SOU」とは、国家調査報告書の略称である。

(5) SOU 1983:39, Politisk styrning; administrativ självständighet, s.80-81.

(6) 社会保障制度等との関連で行政組織に言及した研究が若干存在する。社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』東京大学出版会, 1987, pp.47-65; 宮本太郎『福祉国家という戦略』法律文化社, 1999, pp.66-68.

(7) 公的負担の履行という文脈では住民参加は義務としての要素を強く帯びることになるが、特定の公役務に関しては、役務従事者に称号が付与されるなど荣誉としての側面も有していた。SOU 1983:39, *op.cit.*(5), s.81-82.

(8) *ibid.*, s.81; Elisabeth Tegnaeus, «Les spécificités de la structure hiérarchique dans la gestion des affaires publiques en Suède», *Revue administrative*, 24(141), 1971.5-6, p.335.

(9) SOU 2004:23, Från verkstförförordning till myndighetsförordning, s.100; Olof Petersson, *Statsbyggnad*, 9. uppl., Lund: Studentlitteratur, 2021, s.65; 根本聡「IX 近世スウェーデンの都市計画と商業政策」斯波照雄・玉木俊明編『北海・バルト海の商業世界』悠書館, 2015, pp.314-316. スウェーデンでは、行政権と裁判権を同質のものとする観念が伝統的にあり、行政機関の意思決定機関について合議制を採用した理由も、裁判所の手続に倣ったためであると指摘されている。2010年の統治法の改正により、それまで同一の章にまとめられていた行政権と司法権に関する規

事務処理のほか、市民への委託による事務処理も行われていた⁽¹⁰⁾。

(2) 19世紀における行政組織の変化

1809年に、直近の2つの体制、すなわち、絶対王政の体制と「自由の時代」と呼ばれる国会が強力な権限を行使していた体制⁽¹¹⁾のバランスをとり、行政と立法の間の権力分立を基調とする統治法が制定された⁽¹²⁾。この統治法の下で、行政執行機関は、行政権の手段とみなされるようになり、当時台頭しつつあった民主主義思想の下、国民が国会と政府を通じて国家活動に間接的に影響力を及ぼすという体制が形成された⁽¹³⁾。次第に、行政には専門性が求められるようになり、また、処理すべき事案が増加したため⁽¹⁴⁾、19世紀には、かつて市民が担っていた任務を公務員が代替していく傾向が、特に自治体レベルで顕著に見られるようになった⁽¹⁵⁾。19世紀半ば以降、階層制に基づく官僚制度が形成され、行政執行機関の組織形態としては、当該機関の長が決定権を有する独任制が多くとられるようになった⁽¹⁶⁾。

(3) 20世紀における行政組織の変化

しかし、20世紀に入ると、こうした独任制の機関における専属の公務員による統治について、官僚支配の硬直化に対する民主的観点からの批判が起こったほか、産業界・経済界との連携の不足等といった問題点が指摘されるようになった⁽¹⁷⁾。こうした観点から、行政執行機関に「素人委員会」を導入すべきとの考え方が有力となり、民間企業の統治形態を参考にしつつ、政治家、労働組合やその他の利益団体等の社会団体の代表が参加する「素人委員会」が行政執行機関内に設置され、組織運営に関与するようになった⁽¹⁸⁾。「素人委員会」には、専門知の導入、

定が別々の章に分離されるなど、近年、両者を区別する考え方がスウェーデンでも浸透してきている。しかし、裁判所が行政決定の合法性のみならず、適切性を審査する（すなわち、裁判所が行政決定の内容を変更することができる。）制度など、両者は同質のものであるという観念に由来すると考えられる制度は現在のスウェーデンにおいても見られる。こうしたスウェーデンの独自の制度を、行政裁量という観点から考察した文献として、次を参照。交告 前掲注(2), pp.39-64.

(10) SOU 1983:39, *op.cit.*(5), s.82.

(11) この体制がとられていた時期（1719～1772年）を、スウェーデン史では「自由の時代（Frihetstiden）」と呼んでいる。1772年に国王グスタフ3世（Gustav III）がクーデタを起こし、この体制を倒し、絶対王政（1772～1809年）を確立した。

(12) Olof Petersson, “Constitutional history,” Jon Pierre, ed., *The Oxford handbook of Swedish politics*, Oxford: Oxford University Press, 2016, p.94. スウェーデンでは、国家体制の基本事項を定める法として統治法の廃止制定が繰り返された。現行の統治法は、1809年の統治法を廃止し、1974年に制定されたものである。

(13) SOU 1983:39, *op.cit.*(5), s.81.

(14) *ibid.*, s.83.

(15) 住民参加がそれほど多くなかった国政レベルではその傾向はあまり顕著には表れず、逆に、徴兵制の導入など市民参加の要素を拡大させる方向での改革が行われた例もあった。*ibid.*, s.81, 83.

(16) SOU 2004:23, *op.cit.*(9), s.100; Petersson, *op.cit.*(9), s.65.

(17) SOU 1983:39, *op.cit.*(5), s.83; SOU 2004:23, *ibid.*, s.100.

(18) Petersson, *op.cit.*(9), s.65.「素人委員会」が導入された行政執行機関の割合は、1946年で約30%、1968年で約65%とされる。「素人委員会」が導入された最初の例は、1909年に設置された水力発電委員会（Vattenfallsstyrelse）とされ（SOU 1985:40, Regeringen, myndigheterna och myndigheternas ledning, s.104.）、そのほか初期の具体例としては、鉄道委員会（Järnvägsstyrelse）が挙げられる。1979年には、82の中央の行政執行機関のうち、67が「素人委員会」を擁していたという。その67の委員会には、549の委員ポストがあり、その約24%が国会議員などの政治家、約34%が公務員（当の行政執行機関の内部職員も含む）、約15%が労働界の代表（スウェーデン労働総同盟（LO）などの労働組合の代表）、約16%がその他の利益団体の代表、専門家が約9%、その他約2%という内訳になっていた。SOU 1983:39, *op.cit.*(5), s.83, 87-88.

社会団体の利益及び国民の意見の反映並びに国民による統制という3つの長所があるとされた⁽¹⁹⁾。

このような考え方が支配的となった結果、新たに設置される行政執行機関には、「素人委員会」が設置されることが通例となり、1950年代には、「素人委員会」が行政執行機関の長とともに組織運営に当たる形態が、行政執行機関の一般的な形態となった⁽²⁰⁾。1960年代には、このような「素人委員会」が設置された行政執行機関の割合が急増し、1980年には90%近い割合を占めるようになった⁽²¹⁾。

行政執行機関の組織形態の在り方を検討していた2004年の政府調査委員会の報告書によると、行政執行機関は、次の4類型に分類できるとされた（実際には、これらの混合形態もあった。）⁽²²⁾。①独任制機関：行政執行機関は、その活動について単独で政府に対し責任を負う長によって指揮される。しばしば諮問機関として評議会（råd）が附置される。②限定責任型委員会制機関：行政執行機関は、その活動に責任を負う1人の長により指揮されるが、委員会が並置される⁽²³⁾。委員会は、国家機関庁令⁽²⁴⁾で規定する限定された事項について議決権を有する。行政執行機関の長は、多くの場合、委員会の長となる。③完全責任型委員会制機関：行政執行機関は、その活動について政府に対し責任を負う委員会によって指揮される⁽²⁵⁾。同時に、定常業務（löpande verksamhet）を指揮し、これについて責任を負う責任者（chef）も置かれ、当該責任者は委員会の委員となる。委員長には、当該機関外の人物が就くのが通例である。④会議制機関：行政執行機関は、その活動について政府に対し責任を負う会議⁽²⁶⁾によって指揮される。多くの場合、行政執行機関には、政府又は当該機関が任命する事務局長（kanslichef）が置かれる。

この報告書によれば、中央の行政執行機関の組織形態のうち、最も一般的なものは、②の限定責任型委員会制機関であるとされる⁽²⁷⁾。以下、この報告書の用語、分類に従い、上記において便宜的に付した①～④の丸付数字を用いつつ、1980年以降の改革論議の経緯を説明する。

(19) SOU 1983:39, *ibid.*, s.84-85; SOU 2004:23, *op.cit.*(9), s.100. 公聴会の開催や専門家への調査の委託でも専門知の注入は可能であるという異論も想定されるが、前者の文献は、専門知を有する人材を行政執行機関の構成員とし、継続的に組織の運営に関与させることの利点を強調している。

(20) SOU 1983:39, *ibid.*, s.84; SOU 2004:23, *ibid.*, s.99. 次の文献も、20世紀以降、行政執行機関を指揮する機関としての合議体が見直されたことを指摘しているが、この現象について、単なる過去への回帰ではなく、民間企業などの統治形態を参考にした新たな形態の構築であることを指摘している。SOU 1985:40, *op.cit.*(18), s.103.

(21) 福祉国家として行政が国民の生活に大きく関与することになったことが増加の背景として指摘されている。SOU 1985:40, *ibid.*, s.104-105, 235.

(22) SOU 2004:23, *op.cit.*(9), s.99.

(23) 「素人」の委員も政府が任命するのが通例であったとされる。社会団体など外部組織の提案に基づき政府が任命する場合のほか、外部組織が委員を任命する場合もあったとされる。SOU 1983:39, *op.cit.*(5), s.86; SOU 1985:40, *op.cit.*(18), s.240.

(24) 「国家機関庁令（verksförordningen）」は、2007年令同様、行政執行機関の長又は委員会の権限など行政執行機関の組織について規定する命令であった。1987年に最初の国家機関庁令が制定され、1995年には、これが廃止され、新たな国家機関庁令が制定された（I 2 (1) 参照）。委員会が議決権を有する事項に関する2つの国家機関庁令の規定の間は若干の相違があるが、いずれにおいても、決算書及び予算書の承認、私人・自治体を対象とする法規の制定が議決権を有する事項であると定められていた。

(25) ただし、それぞれの組織規則（後掲注(32)参照）に基づき、委員会がその権限を機関の責任者に委任する場合も多かったようである。SOU 2004:23, *op.cit.*(9), s.110.

(26) 「会議（nämnd）」の性質は、現在の会議制行政執行機関の「会議」と同様であるため、より詳しい内容については、後述I 2 (3) (iv) 及びII 2 (3) を参照。

(27) SOU 2004:23, *op.cit.*(9), s.99.

2 2007年令の制定及びその後の改正

(1) 「素人委員会」の見直しの動き

上記のとおり、1980年代には、限定責任型委員会制機関(②)が行政執行機関の一般的な組織形態となった。しかし、この組織形態は、機関の長と委員会に権限が分散されるため、行政執行機関の活動に関する責任の所在が不明確になるという問題点を抱えていた。1980年代以降、こうした問題を含め、行政執行機関の在り方を検討するため、政府によって調査委員会が相次いで設置された。行政執行機関の組織形態に関する、これらの調査委員会の結論は、全て、独任制機関(①)か完全責任型委員会機関(③)のいずれかを選択することを原則とするというものであった⁽²⁸⁾。

こうした調査委員会の結論は、直ちには採用されず、1987年制定の国家機関庁令(Verksförordning (1987:1100))は、②を一般的な形態とした上で⁽²⁹⁾、行政執行機関の執行部の任務や責任について規定した。なお、1987年の国家機関庁令の制定前には、行政執行機関の執行部の組織や権限の行使の方法等について、一般的に規定する法令は制定されていなかった⁽³⁰⁾。委員会や会議など行政執行機関を指揮する合議体の構成方法が機関ごとに様々であり、これらの合議体が処理すべき案件も機関ごとに異なっていたため、一般的な法令ではなく、個別の法令の制定で対処されていた。行政執行機関の組織に関する法令の制定は、政府の権限事項⁽³¹⁾であり、これらの法令は、命令(förordning)という法形式をとっていた⁽³²⁾。この権限配分の原則は、現在でも維持されており、現行法の2007年令が命令という法形式をとっている理由もここにある。

1994年6月、国会は、①を原則とする方針を議決した⁽³³⁾。この国会の議決は、調査委員会の結論よりも「素人」との協働の要素を後退させる方向での改革を進めるものと言えた。しかし、1994年9月の総選挙の結果に基づく政権交代の影響もあり、1995年に制定された新たな

(28) *ibid.*, s.101.

(29) 同令第1条は、「行政執行機関の組織規則又はその他の命令が規定する範囲内」での同令の適用を認めており、行政執行機関の組織規則等による例外、すなわち、②以外の形態を容認する規定になっていた。

(30) SOU 1983:39, *op.cit.*(5), s.84. 一般的に行政執行機関の活動の指針等を定めた命令として、一般国家機関庁規定(1965年法令第600号)(Allmänna verksstadgan (1965:600))が存在した。この命令には、行政執行機関の長が当該行政執行機関の活動に責任を負う(同令第5条)といった規定など、行政執行機関の長の責任や任務に関する規定もあったが、組織形態や権限行使の際の意思決定の方法などに関する規定は基本的に各機関の組織規則(後掲注(32)参照)に委ねられていた。Pierre Vinde och Gunnar Petri, *Hur Sverige styres: centralförvaltningen och statens budget*, 4. omarb. och aktualiserade uppl., Stockholm: Bökforlaget Prisma, 1975, s.104.

(31) 現行の基本法(憲法)の1つである統治法では、国会(法律事項)と政府(命令事項)の立法権限が整理されている。統治法上、明文で法律で定めると個別に規定している事項(国会議員選挙、裁判所の設置等)のほか、第8章第2条に列挙する事項(私人間の関係、宗教団体の原則、国民投票の手続等)が法律事項に当たる。同条に列挙する事項の一部(私人と公的機関との関係、地方自治体の組織等)は、命令に委任することができる(統治法第8章第4条)。このような法律による委任のほか、政府は、統治法で法律で定めると規定されていない事項について命令を制定することができる(同章第7条第1項第2号)。このような事項は、「政府の優先分野(regeringens primärömråde)」とされ、行政執行機関の組織は、これに当たる。SOU 1985:40, *op.cit.*(18), s.4.

(32) 行政執行機関に限らず個別の公的機関の組織や任務について規定する法令は、一般に、「組織規則(instruktion)」と呼ばれている。「組織規則」は法律の形式をとることもあるが(例えば国会オンブズマン(2023年法律第499号)など)、行政執行機関の場合は命令の形式をとるのが通例である。

(33) 特別な理由がある場合には、他の組織形態をとってもよいとされた。その場合、優先的に完全責任型委員会制を検討すべきものとされた。一方で、専門知の導入、民主的な統制という「素人委員会」の利点を残すため、監査を第一の任務とする評議会を附置し、行政執行機関の意思決定に関する問題については、決定権を付与せず、重要問題に対する助言の権限を付与するものとした。Riksdagsskrivelse 1993/94:381.

国家機関庁令 (Verksförordning (1995:1322)) では、①及び②の組織形態の双方について規定することとなり、①を原則とするという方針は採用されなかった⁽³⁴⁾。1998年6月、国会は、行政執行機関の任務・特性に応じて組織形態を選択すべきであり、②については、民主的な統制という長所を評価すべきであるとして、その廃止を否定するといった内容の議決を行い、1994年6月の方針を改めた⁽³⁵⁾。

(2) 2004年の調査委員会の報告書から2007年令の制定まで

2001年に政府により設置された調査委員会が2004年に提出した報告書では、4種類の組織形態が提案された。①～④のうち、②の類型について、「委員会と一体となって行政執行機関の長により指揮される行政執行機関」という説明の下に、新たに定義し直され、この種類の行政執行機関における委員会の基本的任務は監査及び助言にあることを明確にすることとした。具体的には、従来の②において委員会が有していた権限の削減等が提案された⁽³⁶⁾。報告書は、この4類型を基本とした、行政執行機関の組織に関する新たな命令の案（以下「2004年案」という。）も示した。

国会も、2007年度の予算法案（政府提出法案）の附録第1として付された「国家行政の発展」と題する文書を承認することにより、行政執行機関の長と委員会が責任を分有する体制の改革の必要性を示す政府の見解を支持し、新たに制定する行政執行機関の組織に関する命令において行政執行機関の指揮に関する責任の所在を明確にすべきであるという方針を承認した⁽³⁷⁾。

その新たな命令として制定された2007年令は、2007年6月7日に政府により認証され、2008年1月1日に施行された。この命令は、2004年案と異なり、「委員会と一体となって行政執行機関の長により指揮される行政執行機関」を独立した類型として取り扱わなかった。政府の判断に基づき、独任制の行政執行機関に監査及び助言の権能を有する委員会（監査委員会）を置く場合もあるという形で、独任制の機関の中の一形態として吸収されることになった。この結果、2007年令の組織類型は、独任制行政執行機関 (enrådighetsmyndighet)、委員会制行政執行機関 (styrelsemyndighet) 及び会議制行政執行機関 (nämndmyndighet) の3種に限定された。

(3) 2007年令制定後の行政執行機関の類型

(i) 概況

このように、監査委員会を代替組織とすることにより、「素人委員会」を廃止する方向性が固まった⁽³⁸⁾。2007年令の制定後、「素人委員会」を擁する行政執行機関の数は減少した⁽³⁹⁾。2025年のデータによると、285の行政執行機関のうち、130が独任制行政執行機関⁽⁴⁰⁾、41が委員会制行政執行機関、70が会議制行政執行機関、その他の組織形態の行政執行機関が44と

(34) SOU 2004:23, *op.cit.*(9), s.107, 110.

(35) Riksdagsskrivelse 1997/98:295

(36) 例えば、私人・自治体を対象とする法規の制定に関する委員会の議決権が廃止された（前掲注(24)参照）。
SOU 2004:23, *op.cit.*(9), s.275-276.

(37) Prop. 2006/07:1, Bilaga 1 Statsförvaltningens utveckling, s.7.

(38) Kjell Lundmark et al., *Sveriges statskick: fakta och perspektiv*, Malmö: Liber, 2009, s.141.

(39) 2014年に刊行された次の文献では、「近年」「行政執行機関の委員会 (myndighetsstyrelserna) の約半数」が2007年令第9条に規定する「監査委員会」に置き替えられたと記されている。Ylva Norén Bretzer, *Sveriges politiska system*, 2.uppl., Lund: Studentlitteratur, 2014, s.132.

(40) このうち、監査委員会が設置されているものは、92である。

される⁽⁴¹⁾。その他の組織形態のうち、限定責任型委員会制を採用している機関は、「サーミ議会 (Sametinget)」のみとされる⁽⁴²⁾。

次に、2007年令が規定する3類型のうち、どのような行政執行機関にどの類型が適していると考えられているか、そして、各類型について、どのような行政執行機関が採用しているかについて事例を挙げつつ、説明することにする。

(ii) 独任制行政執行機関

独任制行政執行機関は、法律によって規律される度合いの高い活動や定型化された(ルーティンの性格を有する)活動を多く行う機関、財政上の責任が比較的小さい機関などに適しているとされる⁽⁴³⁾。この形態をとっている行政執行機関の例としては、「警察庁 (Polismyndigheten)」、環境保護等を所管する「自然保全庁 (Naturvårdsverket)」、メディア市場の監督や有害情報の規制等を所管する「メディア庁 (Mediemyndigheten)」がある。

(iii) 委員会制行政執行機関

委員会制行政執行機関は、財政規模が大きい機関、研究活動を行っている機関、経済活動や地方自治体に大きな影響を与える活動を行っている機関などに適しているとされる⁽⁴⁴⁾。この形態をとっている行政執行機関の例としては、医療保険や社会扶助等を所管する「保健福祉庁 (Socialstyrelse)」、税の徴収等を所管する「税務庁 (Skattenverket)」、学術研究への助成を行うほか、国の学術政策に対し助言を行う「学術評議会 (Vetenskaprådet)」がある。

(iv) 会議制行政執行機関

会議制行政執行機関には、様々なタイプの機関があり、一概に特徴をまとめることは困難であるが、小規模な行政執行機関や裁判所に類似する行政執行機関がこの形態をとることが多いとされる⁽⁴⁵⁾。この形態をとっている行政執行機関の例としては、差別禁止法 (Diskrimineringslag (2008:567)) 違反に対する過料の当否を審査する「反差別会議 (Nämnden mot diskriminering)」や国の気候変動対策の評価等を行う「気候政策評議会 (Klimapolitiska rådet)」などがある⁽⁴⁶⁾。

(4) 2007年令の一部改正

(i) 汚職等の撲滅対策のための改正

2024年7月、スウェーデン政府は、汚職及び不当な影響力行使の撲滅に関する新たな行動計画を策定した⁽⁴⁷⁾。この計画の一環として、行政執行機関内の汚職撲滅活動を強化し、全て

(41) Statskontoret, “Statsförvaltningen i korthet,” 2025.5.23, s.22-24. スウェーデン行政管理庁ウェブサイト <<https://www.statskontoret.se/siteassets/rapporter-pdf/2025/sik-2025.pdf>> 行政管理庁 (Statskontret) によるこの統計は、広義の「myndighet」、すなわち、裁判所 (domstol) も含めた数字になっている。本稿の論述の対象は「行政執行機関 (förvaltningsmyndighet)」であるため、ここでは、元の数字から裁判所に関する数字を差し引いたデータを示した。

(42) *ibid.*, s.23. サーミ議会は、先住民族であるサーミ人による選挙により選出された議員により構成される議会であるが、行政執行機関としての性質も有する。【Sweden.se 日本語版】スウェーデンのサーミ 2022.8.22. 一般社団法人スウェーデン社会研究所ウェブサイト <<https://jissnet.com/archives/category/sweden-se>> 日本語版

(43) Statskontoret, “Myndigheternas ledningsformer,” 2014.2.20, s.58. スウェーデン行政管理庁ウェブサイト <<https://www.statskontoret.se/siteassets/publikationer/2014/201404.pdf>>

(44) *ibid.*

(45) SOU 2004:23, *op.cit.*(9), s.111.

(46) Statskontoret, *op.cit.*(41) の末尾の附表 (s.46-54) に行政執行機関の一覧とその組織類型が示されている。

(47) “Handlingsplan mot korruption och otillåten påverkan 2024–2027.” スウェーデン政府ウェブサイト <<https://www.regeringen.se/contentassets/7ab5a55b08224588a06699a2b6596090/handlingsplan-mot-korruption-och-otillaten-paverkan-2024-2027.pdf>>

の行政執行機関が汚職及び不当な影響力行使に対する対策に責任を負うことを明確化するための法改正が2007年令についても行われた(2025年7月1日施行)⁽⁴⁸⁾。2007年令第4条は、既に、行政執行機関の執行部の任務として、当該行政執行機関内で「確実な方法で内部的な統治及び統制が機能していることを保証すること」を規定していたが、この内部的な統治及び統制の内容として、汚職や不当な影響力行使等の防止が含まれることが明記された(後述Ⅱ3(1)参照)。

(ii) 停職に関する規定の改正

後述のとおり(Ⅱ3(2))、2007年令には、行政執行機関の職員の懲戒(その処分の中の1つが停職)を審査する職員懲戒委員会に関する規定がある。国家公務員の停職制度の見直しに関する2025年の関連法令の一連の改正に伴い⁽⁴⁹⁾、2007年令の規定も改正され、停職に関する職員懲戒委員会の決定を待つ暇がない場合に、委員長が暫定的に停職の決定を行うとする規定が追加された(第26a条)。

Ⅱ 2007年令の主な内容

1 概要

2007年令は、主として、行政執行機関の執行部等の組織やその任務について定めているが、一部、案件の処理の方法など行政手続・行政訴訟に関係する条文もある⁽⁵⁰⁾。2007年令の規定は、独任制行政執行機関、委員会制行政執行機関及び会議制行政執行機関の3種の機関に共通に適用される規定と個別に適用される規定に大別することができる。行政執行機関が、この3つのうち、いずれの組織形態をとるかについては、当該行政執行機関の組織規則又はその他の法令が定める(第2条第2項)。以下、現行の2007年令の主な内容について、個別に適用される規定と共通に適用される規定に分けて解説する。なお、「この命令の規定から逸脱する規定が法律又は命令にある場合には、当該規定が適用される」という第1条第2項の規定のとおり、2007年令とは別の組織形態、権限行使の方法等も、特別の法令の制定により許容されることになる。

(48) “En förstärkt reglering som tydliggör ansvaret för det korruptionsförebyggande arbetet,” 2025.4.30. スウェーデン政府ウェブサイト <<https://regeringen.se/pressmeddelanden/2025/04/en-forstarkt-reglering-som-tydliggor-ansvaret-for-det-korruptionsforebyggande-arbetet/>>

(49) 2025年の改正まで、国家公務員に関する停職については、雇用保護法(Lag(1982:80) om anställningsskydd)がわずかに規定するのみで(停職に関する争いに対し最終的な決定が下される前に、裁判所が進行中の停職処分を停止する権限について規定していた(第34条第3項)。このように、停職自体の規定というより、停職という処分の存在を前提にしている規定であった。この法律は、国家公務員を含む全ての労働者に適用されていた。)、犯罪行為の疑いなどの停職の理由となり得る事項に関しては労働協約に根拠規定があるという状態であった。2022年の同法の改正(第34条第3項が削除された。)及び同年の労働裁判所の判決(停職事由については法律で規定すべきであり、労働協約は法的根拠とならないという内容)を受け、国家公務員の停職について、国家公務員法(Lag(1994:260) om offentlig anställning)に新たに規定を設けることとなった。Prop. 2024/25:20, S.13-14. このように、2025年の法改正の主な目的は、国家公務員関連の法令に停職に関する規定を追加することにあつたが、その際、停職に関する手続の見直しも行われた。

(50) 大半の行政手続については行政手続法(Förvaltningslag(2017:800))で、行政訴訟の手続については行政訴訟法(Förvaltningsprocesslag(1971:291))で規定されている。

2 個別の類型の行政執行機関に適用される規定

(1) 独任制行政執行機関

行政執行機関の長によって指揮される機関が独任制行政執行機関とされる（第2条第1項第1号）。政府が当該行政執行機関に監査委員会を設置することを定めた場合には、当該委員会は、行政執行機関の活動に対する監査を実施し、行政執行機関の長に対し助言しなければならない（第9条第1項）。その場合、行政執行機関の長が監査委員会の委員長となる（同条第3項）。行政執行機関の長は、政府によって任用され（第23条第1項）、監査委員会の委員は、政府によって任命される（第22条第1項）。

(2) 委員会制行政執行機関

委員会によって指揮される機関が委員会制行政執行機関とされる（第2条第1項第2号）。委員会は、政府が定める人数の委員によって構成される（第10条第1項）。行政執行機関の長は、委員会の委員となるが、その委員長又は副委員長となることはない（同条第2項）。行政執行機関の長は、委員会に対して責任を負うとともに、委員会が定める指令及び指針に従い、その定常業務を処理しなければならない（第13条第1項）。委員会の委員は、政府によって任命され（第22条第1項）、行政執行機関の長は、政府によって任用される（第23条第1項）。

(3) 会議制行政執行機関

会議によって指揮される機関が会議制行政執行機関とされる（第2条第1項第3号）。会議は、政府が定める人数の委員によって構成される（第14条）。会議の委員は、政府によって任命される（第22条第1項）。小規模な行政執行機関がこの組織形態をとる場合が比較的多く⁽⁵¹⁾、定常業務についても会議が処理するなど、組織全般にわたり会議が責任を負う点がこの組織形態の特徴である⁽⁵²⁾。そのため、会議の業務負担の軽減等を目的とし、事務局（kansli）の設置に関する規定（第17条）⁽⁵³⁾や他の行政執行機関による業務支援に関する規定（第18条）が置かれている。

3 各機関に共通して適用される規定

(1) 執行部の任務

2007年令には、「執行部（ledning）」に関する明確な定義規定がないが、第2条第1項に列挙されている行政執行機関を「指揮する（leda）」主体、すなわち、行政執行機関の長、委員会又は会議が「執行部」に当たる。行政執行機関の執行部は、その活動について政府に対して責任を負う（第3条）。執行部は、その活動が効率的に現行法及び欧州連合法等に従って実施されているか否か、その活動が確実に正確な方法で報告されているか否か、国の資金が経済的に使用されているか否かに留意しなければならない（第3条）。第4条には、執行部の事務が列挙されている。具体的には、①職務規則を定めること（第1号）、②その職務規則において、行政執行機関の組織、委員会と行政執行機関の長の間の職務配分、決定権の委任、案件の処理

(51) SOU 2004:23, *op.cit.*(9), s.111.

(52) *ibid.*, s.112.

(53) 会議制行政執行機関には、独任制行政執行機関及び委員会制行政執行機関と異なり、行政執行機関の長は置かれない。Statskontoret, *op.cit.*(41), s.22.

など活動の態様に関する細則を定めること（第2号）、③行政執行機関の活動計画を策定すること（第3号）、④確実な方法で内部的な統治及び統制（特に汚職、不当な影響力行使、詐欺など不正行為の防止）が機能していることを保証すること（前記I 2(4)(i)参照）（第4号）、⑤その他の原則的な性質若しくは重要な意義を有する案件又は法令の制定が予定される案件について決定すること（ただし、後述の職員懲戒委員会（personalansvarsnämnd）が決定すべき案件を除く。）（第5号）の5項目である。

(2) 職員懲戒委員会

政府が決定した場合に、①個人の事情に基づく免職（ただし、当該職員が試用期間中ではない場合に限る。）、②懲戒⁽⁵⁴⁾、③告発及び④停職（前記I 2(4)(ii)参照）の審査を任務とする職員懲戒委員会が行政執行機関に設置される（第25条第1項）⁽⁵⁵⁾。職員懲戒委員会の委員長職には、行政執行機関の長が就く。委員長のほか、職員懲戒委員会は、職員代表⁽⁵⁶⁾及び行政執行機関が任命する委員によって構成される（同条第2項）。

(3) 行政手続・行政訴訟に関連する規定

案件は、報告⁽⁵⁷⁾の後に決定されなければならない（第20条第1項）。報告者の資格について2007年令に規定はないが、決定の権限を有しない職員が報告を行うものとされている⁽⁵⁸⁾。案件に関する全ての決定については、①決定の日付、②決定の内容、③決定を行った者、④報告を行った者及び⑤決定には参加しなかったが最終的な処理に関与した者を記載した文書を作成しなければならない（第21条）。

統治法第8章に規定する法令の制定に関する案件⁽⁵⁹⁾における行政執行機関の決定については、不服を申し立てることができない（第30条）。

おわりに

以上見てきたように、行政執行機関は、合議体による決定、市民の参加といったスウェーデンの伝統を踏まえつつも、時代の要請等に応じて、その組織形態を変化させてきた。現在においても、組織形態の見直しの検討は継続しており、例えば、2024年に行政管理庁（Statskontoret）

(54) ここでは原語の「disciplinansvar」を「懲戒」と訳したが、国家公務員法第15条によると、「懲戒」として科される制裁は、「戒告（varning）」及び「減給（löneavdrag）」の2つであり、免職は含まれない。

(55) かつては、「素人委員会」がこのような懲戒権も有していた。SOU 1983:39, *op.cit.*(5), s.89. 行政機関の長、裁判官など高位の公務員の懲戒については、「国家懲戒委員会（Statens ansvarsnämnd）」という特別の組織が所管している。“Statens ansvarsnämnd.” 国家懲戒委員会ウェブサイト <<https://statensansvarsnamnd.se/>>

(56) 「職員代表（personalföreträdare）」とは、行政執行機関の職員の代表として選出される者であり（職員代表令（Personalföreträdförordning（1987:1101）第2条第2項）、当該行政執行機関の執行部の会議等）に出席し、見解を表明する等の権限を有する（同第4条）。

(57) 「報告（föredragning）」とは、案件の決定に先立ち、決定権者に対し、案件の処理に関する提案とともに当該案件の性質、現行の法令の状況等を説明する行為を意味する。Pierre Vinde and Gunnar Petri, *Swedish government administration*, 2. ed., Stockholm: Bökforlaget Prisma, 1978, pp.53-54. 単なる上司への報告を意味するものではない。萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』中央大学出版部, 2007, p.73.

(58) Håkan Strömberg och Bengt Lundell, *Allmän förvaltningsrätt*, 28. uppl., Stockholm: Liber, 2022, s.123.

(59) 統治法第8章は、法律で定めるべき事項又は命令で定めることができる事項、法律又は命令の制定手続等について規定している。

が公表した報告書では、会議制行政執行機関の形態をとっている行政執行機関の半数近くは統廃合できるのではないかという見解が示された⁽⁶⁰⁾。同庁は、裁判所類似の活動を行う会議制行政執行機関の多くは、他機関との統合が可能であり、こうした活動以外の活動に関しては、特に会議制という形態をとる必要性は高くないと指摘した。政府は、この報告書の提出を受け、会議制行政執行機関など小規模な行政執行機関の組織の在り方について検討している⁽⁶¹⁾。

(やまおか のりお)

(60) Statskontoret, “En form för kollektivt beslutsfattande,” 2024.6.11. スウェーデン行政管理庁ウェブサイト <https://www.statskontoret.se/siteassets/rapporter-pdf/2024/2024_11---utskriftsversion.pdf>

(61) Statskontoret, *op.cit.*(41), s.12

行政執行機関令（2007年法令第515号）

Myndighetsförordning (2007:515)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 山岡 規雄訳

【目次】

- 命令の適用範囲（第1条）
- 行政執行機関の執行部（第2条）
- 執行部の責任（第3条、第4条）
- 委任（第5条）
- 任務
 - 一般的な任務（第6条）
 - 欧州連合の活動及びその他の国際的な協力活動への参画（第7条）
 - 行政執行機関の雇用主としての政策（第8条）
- 独任制行政執行機関に関する特則
 - 監査委員会（第9条）
- 委員会制行政執行機関に関する特則
 - 委員会の構成（第10条）
 - 議決定足数（第11条、第12条）
 - 行政執行機関の長の委員会に対する責任（第13条）
- 会議制行政執行機関に関する特則
 - 会議の構成（第14条）
 - 議決定足数（第15条、第16条）
 - 事務局（第17条、第18条）
- 案件の処理
 - 費用に関する影響（第19条）
 - 報告（第20条）
 - 行政執行機関の決定（第21条）
- 任用及び職務（第22条～第24条）
- 職員懲戒委員会（第25条～第26a条）
- 裁判所において国を代表する行政執行機関の権限（第27条）
- 会計検査院の検査報告書に対応する措置（第28条）
- 案件表（第29条）
- 法令に関する案件の決定に対する不服申立て（第30条）

* この翻訳は、2007年のスウェーデン法令全書のテキスト（*Svensk författningssamling*, 2007, Nr.1-527, s.969-973.）に2025年の2度の改正（Förordning om ändring i myndighetsförordningen (2007:515) <<https://svenskförfattningssamling.se/sites/default/files/sfs/2025-04/SFS2025-310.pdf>>; Förordning om ändring i myndighetsförordningen (2007:515) <<https://svenskförfattningssamling.se/sites/default/files/sfs/2025-11/SFS2025-1034.pdf>>）を反映させて訳出したものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年11月13日である。[]内は、訳者による補記である。原文には項番号を示す数字はないが、分かりやすさのため、丸付数字を項の始まりに付した。そのほか、日本語としての読みやすさを重視し、原文にはない丸括弧を使用する等の変更を加えた箇所がある。

2007年6月7日認証⁽¹⁾

政府は、次のとおり定める。

命令の適用範囲

第1条

- ① この命令は、政府に属する行政執行機関に適用される。
- ② この命令〔の規定〕から逸脱する規定が法律又は命令にある場合には、当該規定が適用される。

行政執行機関の執行部

第2条

- ① 行政執行機関は、次に掲げる機関のいずれかによって指揮される。
 1. 行政執行機関の長（独任制行政執行機関）
 2. 委員会（委員会制行政執行機関）
 3. 会議（会議制行政執行機関）
- ② 行政執行機関の執行部⁽²⁾の形態は、当該行政執行機関の組織規則⁽³⁾又はその他の法令で定める。

執行部の責任

第3条

行政執行機関の執行部は、その活動について政府に対して責任を負うとともに、その活動が効率的に、かつ、現行法及びスウェーデンの欧州連合への加盟の結果として生ずる義務に従って実施され、その活動が確実かつ正確な方法で説明され、並びに当該行政執行機関が国の資金を経済的に使用しているかどうかについて留意しなければならない。

第4条

行政執行機関の執行部は、次に掲げる事務を行わなければならない。

(1) 命令の認証は、政府が行う。Prop. 1973:90, s.327. この翻訳が出典とした冊子体のスウェーデン法令全書には記載がないが、スウェーデン法令全書のウェブサイトのテキスト（<<https://rkrattsdb.gov.se/SFSdoc/07/070515.PDF>>）の末尾には、政府の代表として、ウーデル（Mats Odell）財務大臣（当時）の署名が記載されている。

(2) 第2条に「執行部（ledning）」の定義はないが、第1項に列挙されている者、すなわち、行政執行機関を「指揮する（leda）」者を指すものと考えられる。

(3) 行政執行機関に限らず個別の公的機関の組織や任務について規定する法令は、一般に、「組織規則（instruktion）」と呼ばれている。「組織規則」は法律の形式をとることもあるが（例えば国会オンブズマン（2023年法律第499号）など）、行政執行機関の場合は命令の形式をとるのが通例である。

1. 職務規則を定めること。
2. 当該職務規則において、当該行政執行機関の組織、委員会と行政執行機関の長との職務配分、当該行政執行機関内における決定権の委任、案件の処理及び活動のその他の態様に関する細則を定めること。
3. 当該行政執行機関の活動計画を定めること。
4. その活動が汚職、不当な影響力行使、詐欺及びその他の不正行為の対象となることを防止することを含め、当該行政執行機関において確実な方法で内部的な統治及び統制が機能していることを保証すること。
5. その他の案件であって、原則的な性質若しくは重要な意義を有するもの⁽⁴⁾又は法令の制定が予定されるものについて決定すること（ただし、第25条に規定する職員懲戒委員会が決定すべき案件を除く。）。

委任

第5条

第4条に規定するもの以外の案件については、次に掲げる者が決定することができる。

1. 委員会制行政執行機関にあつては、当該行政執行機関の長又は当該長が定める者（ただし、委員会が別に定めていない場合に限る。）
2. 独任制行政執行機関及び会議制行政執行機関にあつては、執行部が定める者

任務

一般的な任務

第6条

- ① 行政執行機関は、その活動を継続的に進展させなければならない。
- ② 行政執行機関は、獲得することができる利益を行政執行機関同士及び他の者との協力によって私人及び国全体のために活用するよう努めなければならない。
- ③ 行政執行機関は、当該行政執行機関の活動に関する情報を提供し、及び当該活動にとって意義を有する当該行政執行機関の外部の状況を注視しなければならない。

欧州連合の活動及びその他の国際的な協力活動への参画

第7条

行政執行機関は、欧州連合内の活動及びその他の国際的な協力活動へのスウェーデンの参

(4) この命令（以下「2007年令」という。）の原案となった2004年の政府案（以下「2004年案」という。）では、具体例として、年次報告書や予算書の決定、長期計画や業務合理化計画の策定などが挙げられている。SOU 2004:23, Från verkstförrdning till myndighetsförrdning, s.273.

加に際し、政府を支援し、当該参加のために政府が要求する人員を提供し、並びに政府に対し、当該協力活動にとって意義を有する事情に関する情報を継続的に提供しなければならない。

行政執行機関の雇用主としての政策

第8条

行政執行機関は、次に掲げることを行わなければならない。

1. 他の行政執行機関と協力して国の雇用主としての政策⁽⁵⁾を展開し、及び調整すること。
2. 職員が〔行政執行機関の〕活動の目標を十分に把握しているように配慮すること。
3. 良好な労働条件を創出し、並びに職員の能力及び経験を活用し、及び発展させること。

独任制行政執行機関に関する特則

監査委員会

第9条

- ① 政府が行政執行機関に監査委員会を設置することを定めた場合には、当該委員会は、その活動に対する監査を実施し、及び行政執行機関の長に対し助言しなければならない。
- ② 監査委員会は、政府が定める人数の委員によって構成される。
- ③ 行政執行機関の長は、監査委員会の委員長を務め、及びその活動について当該委員会に報告しなければならない。

委員会制行政執行機関に関する特則

委員会の構成

第10条

- ① 委員会は、政府が定める人数の委員によって構成される。委員のうち1人を当該委員会の委員長とし、もう1人を副委員長としなければならない。
- ② 行政執行機関の長は、委員会の委員となるが、その委員長又は副委員長となることはない。

議決定足数

第11条

委員会は、委員長及びその他の委員の半数以上が出席している場合に議決を行うことがで

(5) 「雇用主としての政策 (arbetsgivarpolitik)」とは、人員の確保 (försörjning)、能力の発展、人事異動、報酬の条件、雇用の条件、待遇の平等、民族的及び文化的な多様性、労働環境等に関する政策をいう。 *ibid.*, s.288.

きる。

第12条

- ① 急を要する案件であり、委員会がこれを処理するために会合を開く暇がない場合には、当該案件については、委員長とその他の委員の間の連絡を通じて決定することができる⁽⁶⁾。
- ② 第1項の方法でも間に合わない場合又は第1項の方法が適切でない場合には、委員長が単独で当該案件について決定することができる。当該決定については、委員会の次の会合で報告しなければならない。

行政執行機関の長の委員会に対する責任

第13条

- ① 行政執行機関の長は、委員会に対して責任を負うとともに、委員会が定める指令及び指針に従い、その定常業務を処理しなければならない。
- ② 行政執行機関の長は、その活動について委員会に報告し、委員会に対し決定のための基礎資料を提供し、及び委員会の決定を実施しなければならない。
- ③ 行政執行機関の長は、委員会の下で、第8条に規定する行政執行機関の雇用主としての政策に責任を負い、及び雇用主として当該行政執行機関を代表しなければならない。

会議制行政執行機関に関する特則

会議の構成

第14条

会議は、政府が定める人数の委員によって構成される。委員のうち1人を当該会議の議長とし、もう1人を副議長としなければならない。

議決定足数

第15条

会議は、議長及びその他の委員の半数以上が出席している場合に議決を行うことができる。

第16条

- ① 急を要する案件であり、会議がこれを処理するために会合を開く暇がない場合には、当該案件については、議長とその他の委員の間の連絡を通じて決定することができる。
- ② 第1項の方法でも間に合わない場合又は第1項の方法が適切でない場合には、議長が単独で当該案件について決定することができる。当該決定については、会議の次の会合で報告し

(6) 電話、電子的手段、持ち回りなどの方法による連絡が想定されている。Håkan Strömberg och Bengt Lundell, *Allmän förvaltningsrätt*, 28. uppl., Stockholm: Liber, 2022, s.123.

なければならない。

事務局

第 17 条

政府が行政執行機関に事務局を設置することを定めた場合には、当該事務局は、会議が決定する指令及び指針に従う長により指揮されなければならない。

第 18 条

- ① いずれかの行政執行機関が会議制行政執行機関のために〔執務用の〕場所を提供し、及び組織管理上又は案件処理上の任務を管理しなければならないことを政府が定めた場合には、当該行政執行機関が管理すべき任務については、当該行政執行機関が政府に対し責任を負う⁽⁷⁾。
- ② 第 1 項に規定する双方の行政執行機関は、協定において、場所の提供及び任務の配分の詳細について定めなければならない。

案件の処理

費用に関する影響

第 19 条

行政執行機関が情報の提供を要求し、又は監査を実施した場合には、費用に関する影響が限定されるように配慮しなければならない。

報告

第 20 条

- ① 案件は、報告⁽⁸⁾の後に決定されなければならない。
- ② 職務規則又は個別の決定において、行政執行機関は、当該行政執行機関の長以外の者により決定される案件について報告を要しないと定めることができる。
- ③ 行政執行機関の長は、案件に関する報告が行われるまで延期することができない決定を報

(7) 2007 年令第 18 条第 1 項のうち、「組織管理上又は案件処理上の任務 (administrativa eller handläggande uppgifter) を管理しなければならないこと」という部分は、2004 年案では、「その事務局の事務 (kansligöromål) を管理しなければならないこと」と規定されていた。さらに、2004 年案では、この管理の義務を負った他の行政執行機関に「支援行政執行機関 (vårdmyndighet)」という呼称が付与されていた。このように用語が異なっているが、意味する内容に大きな変更はないものと考えられる。国会所属の会議制機関に関する法令の改革を内容とする 2010 年の国会事務局発行の文書においても、2007 年令第 18 条は、「支援行政執行機関」に関する規定であるとして説明されている。2009/10 URF2, Reglering av riksdagens nämnder, s.36.

(8) 「報告 (föredragning)」とは、案件の決定に先立ち、決定権者に対し、案件の処理に関する提案とともに当該案件の性質、現行の法令の状況等を説明する行為を意味する。Pierre Vinde and Gunnar Petri, *Swedish government administration*, 2. ed., Stockholm: Bökforlaget Prisma, 1978, pp.53-54. 単なる上司への報告を意味するものではない。萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』中央大学出版部, 2007, p.73.

告なしに行うことができる。

行政執行機関の決定

第21条

案件に関する全ての決定については、次に掲げる事項を記載した文書を作成しなければならない。

1. 決定の日付
2. 決定の内容
3. 決定を行った者
4. 報告を行った者
5. 決定には参加しなかったが最終的な処理に関与した者

任用及び職務

第22条

- ① 委員会、会議及び監査委員会の委員は、政府により、一定の任期で任命される。
- ② 政府は、委員会の委員長及び会議の議長も任命する。

第23条

- ① 行政執行機関の長は、政府によって任用される。行政執行機関の事務総長についても同様とする。
- ② その他の職員は、行政執行機関が任用する。

第24条

- ① 行政執行機関の長は、当該長が職務に就いていない際に、その代わりに職務を執行する代理を1人を置かなければならない。行政執行機関に事務総長が存する場合には、事務総長が行政執行機関の長の代理となる。
- ② 当該代理は、行政執行機関の長が定める範囲内でその他の場合においても行政執行機関の長を代行する⁽⁹⁾。

職員懲戒委員会

第25条

- ① 政府が行政執行機関に職員懲戒委員会を設置することを定めた場合には、当該委員会は、次に掲げる問題を審査しなければならない。
 1. 個人の事情に基づく免職（ただし、当該職員が試用期間中ではない場合に限る。）

(9) 2004年案では、「その他の場合」として、行政執行機関の長が旅行中の例が挙げられている。SOU 2004:23, *op.cit.*(4), s.290.

2. 懲戒⁽¹⁰⁾
3. 告発
4. 停職

② 行政執行機関の長は、職員懲戒委員会の議長を務めなければならない。そのほか、当該委員会は、職員代表⁽¹¹⁾及び当該行政執行機関が任命する構成員によって構成されなければならない。

第26条

職員懲戒委員会は、議長及びその他の委員の半数以上が出席している場合に議決を行うことができる。

第26a条

- ① 第25条に規定する職員懲戒委員会の審査を待つ暇がない場合には、当該委員会の委員長が停職に関する決定を行うことができる。当該決定は、この案件に関する委員会の審査が終了するまで効力を有するが、その有効期限は、最長で2週間とする。
- ② 当該委員会がこの期限内に停職に関する問題を審査しなかった場合には、停職に関する当該決定の効力は、停止される。

裁判所において国を代表する行政執行機関の権限

第27条

- ① 行政執行機関は、その活動分野内で、裁判所において国を代表する。
- ② 国に対する損害賠償請求の処理に関する命令（1995年法令第1301号）及び国の団体協約等に関する命令（1976年法令第1021号）で、国を弁護する者に関する特則を定める。

会計検査院の検査報告書に対応する措置

第28条

行政執行機関の年次検査に関する会計検査院の検査報告書において何らかの指摘事項が示された場合には、当該行政執行機関は、政府に対し、当該指摘事項に対応して、どのような措置をとったか、又はとる予定であるかを説明しなければならない。当該説明は、当該検査報告書が提出されてから1か月以内に行われなければならない。

(10) ここでは原語の「disciplinansvar」を「懲戒」と訳したが、国家公務員法（Lag（1994:260）om offentlig anställning）第15条によると、「懲戒」として科される制裁は、「戒告（varning）」及び「減給（löneavdrag）」の2つであり、免職は含まれない。

(11) 「職員代表（personalföreträdare）」とは、行政執行機関の職員の代表として選出される者であり（職員代表令（Personalföreträdarförordning（1987:1101））第2条第2項）、当該行政執行機関の執行部の会議等に参加し、見解を表明する等の権限を有する（同第4条）。

案件表

第29条

- ① 行政執行機関は、遅くとも毎年3月1日までに、前年の7月1日より前に受理した案件であって、当該年の終了時に決定されていないものに関する一覧を法務監察長官⁽¹²⁾に提出しなければならない。
- ② 法務監察長官は、個別の事例において、第1項に対する例外を決定することができる。

法令に関する案件の決定に対する不服申立て

第30条

統治法第8章に規定する法令の制定に関する案件⁽¹³⁾における行政執行機関の決定については、不服を申し立てることができない⁽¹⁴⁾。

この命令は、2008年1月1日に施行される。同日、国家機関庁令（1995年法令第1322号）の適用は、停止されなければならない。

（やまおか のりお）

(12) 法務監察長官（Justitiekansler）は、法律問題に関する政府への助言、国に対する損害賠償請求訴訟における国の代表（「国に対する損害賠償請求の処理に関する命令」第3条。2007年令第27条第2項を参照。）、公的機関の法令遵守の監督といった任務を有する機関である。大迫丈志「スウェーデン及びフィンランドの行政監視機関—法務監察長官と議会オンブズマン—」『レファレンス』730号, 2011.11, pp.76-79. <<https://doi.org/10.11501/3194047>>

(13) 統治法第8章は、法律で定めるべき事項又は命令で定めることができる事項、法律又は命令の制定手続等について規定している。

(14) ここで「不服を申し立てる」と訳した語の原語は、「överklaga」（名詞形は見出しの「不服申立て（överklagande）」）である。この語の訳については、我が国では行政庁に提出する訴えを「不服申立て」と呼んでいることから、原則として行政裁判所に提出する「överklagande」の訳としては不適切であり、「訴え」とすべきであるという傾聴すべき見解もある（交告尚史『スウェーデン行政法の研究』有斐閣, 2020, p.72.）。ただし、この文脈では、逆に広い意味を持つ「訴え」の意味内容が、漠然とした印象をもたらすおそれがあると判断したため、外国の制度であるという前提を踏まえ、次の辞書の訳語に従い、「不服を申し立てる」と訳した。萩原編著 前掲注(8), p.254.